

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員の退職手当の特例に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第18条の5の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程（以下「年俸規程」という。）第2条第1号に定める年俸制給与の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）に対する退職手当の特例に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、退職手当規程の規定に基づき退職手当を支給する。</p> <p><u>2 年俸制適用職員に対する退職手当規程第3条第1項の規定の適用については、「退職の日におけるその者の俸給月額」とあるのは、「国立大学法人東京農工大学職員給与規程第11条の規定が適用される職員であったものとして同規程第12条から第19条までの規定を適用した場合に退職の日に受けることとなる俸給月額」とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第18条の5の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程（以下「年俸規程」という。）第2条第1号及び<u>国立大学法人東京農工大学2号年俸制給与に関する規程第2条第1号に定める年俸制給与の適用を受ける職員</u>（以下「年俸制適用職員」という。）に対する退職手当の特例に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(退職手当の額)</p> <p><u>第3条 年俸制適用職員に対する退職手当規程第3条第1項の規定の適用については、「退職の日におけるその者の俸給月額」とあるのは、「国立大学法人東京農工大学職員給与規程第11条の規定が適用される職員であったものとして同規程第12条から第19条までの規定を適用した場合に退職の日に受けることとなる俸給月額」とする。</u></p> <p>(勤続期間の計算)</p>	

<p>附 則(平成31年4月2日細則第6号)</p> <p>(平成31年3月31日に年俸制適用職員であった者に対する退職手当の支給)</p> <p>第2条 改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に年俸制適用職員であった者(以下「年俸制導入促進費対象職員」という。)が退職し、又は解雇された場合には、退職手当を支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年俸規程を適用される以前に、退職手当規程第8条から第10条まで及び第11条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間(以下「退職手当規程上の勤続期間」という。)を有している年俸制導入促進費対象職員が退職し、又は解雇された場合には、退職手当を支給する。</p> <p>3 前項の規定により退職手当を支給する場合において、<u>年俸制適用職員としての在職期間は、退職手当規程上の勤続期間に算入しない。</u></p> <p>(平成31年3月31日に年俸制適用職員であった者に対する退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>第4条 退職手当規程第8条第1項の規定にかかわらず、年俸制適用職員としての在職期間のうち、文部科学省から年俸制導入促進費が措置された期間(以下「年俸制導入促進費措置期間」という。)は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入しない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する年俸制導入促進費措置期間には、他の国立大学法人等における年俸制導入促進費措置期間を含むものとする。</u></p> <p>附 則(平成31年4月2日細則第6号)</p> <p>(年俸制導入促進費対象職員に対する退職手当の支給)</p> <p>第2条 改正後の第2条の規定にかかわらず、<u>年俸制導入促進費の措置対象である職員</u>(以下「年俸制導入促進費対象職員」という。)が退職し、又は解雇された場合には、退職手当を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(年俸制導入促進費対象職員に対する退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
--	--	--

附 則(令和2年10月1日細則第16号)  
この細則は、令和2年10月1日から施行する。